



浦添市職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

浦添市長

松本哲也

浦添市規則第 41 号

浦添市職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

浦添市職員の勤務時間に関する規則（平成3年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、職員の柔軟な働き方に資すると認めるとき、又は業務上の都合により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、勤務時間の割振り及び休憩時間を変更することができる。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

浦添市職員の勤務時間に関する規則（平成3年規則第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市職員の勤務時間に関する規則 平成3年11月2日 規則第18号 注 平成26年2月から改正経過を注記した。 （勤務時間の割振り及び休憩時間） 第2条 〔略〕 2 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕	浦添市職員の勤務時間に関する規則 平成3年11月2日 規則第18号 注 平成26年2月から改正経過を注記した。 （勤務時間の割振り及び休憩時間） 第2条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 任命権者は、職員の柔軟な働き方に資すると認めるとき、又は業務上の都合により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、勤務時間の割振り及び休憩時間を変更することができる。</u> <u>（委任）</u> <u>第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。</u>